

令和 4 年度 岸和田市地域福祉推進委員会

会 議 名	令和 4 年度岸和田市地域福祉推進委員会
日 時	令和 4 年 11 月 28 日（月）14 時～16 時
場 所	岸和田市立福祉総合センター3 階大会議室
出席委員	小野委員、河合委員、大西委員、田中委員、谷委員、上月委員、吉平委員、野内委員、柴尾委員、徳久委員、棕橋委員、〆野委員、岡崎委員、原口委員
欠席委員	1 人
事 務 局	山本福祉部長、北本福祉政策課長、小野地域福祉推進担当長、林下主査、坂本担当員
傍聴人数	2 人
次 第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 委嘱状の交付 3 市長あいさつ 4 委員紹介 5 事務局紹介 6 委員長及び副委員長の選出 7 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第 5 次地域福祉計画の概要について (2) 「地域福祉の動向～増進型地域福祉の推進～」 (3) 取組報告 <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見センターの取組み ・再犯防止の取組み (4) その他 8 閉会
配布資料	<p>資料 1 計画の進行管理について</p> <p>資料 2 中核機関「成年後見センター」（市 HP を印刷）</p> <p>資料 3 身近な市民の立場で行う後見人活動「市民後見人」 （府社協パンフレット）</p> <p>地域福祉の動向～増進型地域福祉の推進～（小野委員長 PP 資料）</p> <p>保護司ってなあに？（岸和田地区保護司会チラシ）</p> <p>第 5 次地域福祉計画（本編・概要版）</p>

6. 委員長及び副委員長の選出

○委員の互選により、委員長には小野委員、副委員長には河合委員を選出。

7. 議 事

(1) 第5次地域福祉計画の概要について

○事務局より、地域福祉計画（概要版）・資料1について説明。

(2) 「地域福祉の動向～増進型地域福祉の推進～」

○小野委員長より、パワーポイントにて説明。

○副委員長：福祉とは「理想を描いて幸せに向かっていく」ということが目指すべき旗印であり、そういう意味でも視線を前に向けていきやすいと感じた。しかしながら、日々の目の前にある現実の課題に向き合い、ひとつひとつ問題解決を図っていく必要もある。そうした理想と現実と直面した時に大切なのが、話し合いであり、理想を描きながらも、地に足をつけて取り組み、話し合いながら進めていくことが大事だと再確認した。

○委員長：理想と現実のバランスをどうとるのが大切だと考えている。

(3) 取組報告

<成年後見センターの取組み>

○事務局より、資料2・資料3について説明。

○委員：補足になるが、社協のホームページに成年後見センターの展開を掲載している。パンフレットも添付しているので参照いただきたい。

<再犯防止の取組み>

○小野委員（岸和田地区保護司会会長）より、「保護司ってなあに？」について説明。

- ・岸和田地区保護司会が対象としているのは、全て岸和田市民であり、そういう意味でも地域福祉と関連がある。
- ・保護司の活動は『保護観察』、『生活環境調査』、『犯罪予防』の3つの柱である。
- ・市で保護司の定数が定められているが、人材を確保することが課題である。

(4) その他

○委員：増進型地域福祉については賛成だが、イメージが広すぎてこの委員会でどうしていくのかがイメージできない。

進捗シートについても、誰が作って、誰が進めていき、どのように評価するのかを想像し難い。具体的にどう取り組んでいくのかが明確になればと思う。

また、私の施設でも広く地域に開放しているが、地域の方だけに任せて

いるとしぼんでいく。やはり専門職なり第三者がきちんとコーディネートすべきである。

頑張っている人がしんどくならないように、一緒に見ていかなければいけないと思う。

○事務局：来年度の委員会では、第5次計画の進行管理として、計画に記載している取り組みの進捗について庁内担当課の自己評価をとりまとめた進捗シートをお示しする。

また、委員の皆さんから、日頃取り組まれている福祉の活動についてご報告いただきたいと考えている。

冒頭ご説明したとおり、地域福祉計画と他の計画との関係性について、地域福祉計画は福祉の理念や方向性を示したものであり、それを実現するための取り組みは、福祉の個別計画や関連計画、また、社協の活動推進計画である。

特に社協の活動推進計画と地域福祉計画は福祉の両輪であるべきだが、今回それぞれ個別に作成することとなり、わかりづらくなったところもあるかもしれない。

そのようななかで、この委員会の大きな役割は、地域福祉の共助の取り組みを推進していくことであると考えている。

現場で福祉に関わられている委員の皆さんの日頃の共助の活動を、この委員会で共有し、また次の活動に繋げていただきたいと考えている。

○委員：従前、地域福祉計画と岸和田市社会福祉協議会の地域福祉活動推進計画は同時に策定されていた。

しかし、今回は別々の時期に策定されている。

地域福祉活動推進計画と同時に策定すれば、より地域福祉計画の内容に具体性が出てくると思うが、各々で策定している理由について、見解をお伺いしたい。

○委員長：確かに第4次までは地域福祉計画と地域福祉活動推進計画を合同で作成していたが、第5次計画では各々で策定する流れとなった。

各々で策定することによって、責任の所在を明確化することを目的としている。

ご質問の意図として、地域福祉計画の活動の軸が不明瞭になるのではないかと懸念されていると思われる。

それについては、重点項目を示していくことで解決されるのではないかと考えている。

また、行政計画は全体を俯瞰するものであるため、その中で重点項目を

置くことによって、第5次計画の軸となるものを明確にしていこうと考えている。

- 委員：先ほどの委員長の説明に関連する話だが、本日の新聞に、町内会(及び自治会)に未加入の市民が、地域サービスから締め出されることになってはいけない、という内容の記事が掲載されていた。
- この考えが市民に浸透すると、町内会(及び自治会)に加入する人が今まで以上に減少する可能性があると考えられる。
- そのような状況になると、市民が地域活動に参画できない状況となっていくのではないか。
- そのあたりについて、所管課と協議していただきたいと思う。

- 委員長：町内会(及び自治会)への加入率は減少している。その一方で、町内会(及び自治会)に未加入の状態でも市民生活は継続している。
- 今回の新聞記事はかなり重要で、すべての人がごみを出す場所の管理は地域がしている。情報提供なども地域ごとにしている。
- その部分は行政が管理を全て行っているわけではないので、地域活動に参加している人の不満が溜まる。
- 福祉を利用している人は時間的な問題などで自治会に入れたい、という人がいる。
- 地縁型の助け合いとテーマ型を上手に融合させていくことが地域福祉のアプローチ。
- また、行政は課題をどう整理していくのか、そこをうまくしないと地域の中で分断が起きてしまい、惜しい結果となってしまう。
- 増進型地域福祉のアプローチは、沼町の活動が良い例である。
- 魅力的な活動を作っていくことで、より多くの人を惹きつけていく。
- 義務や強制などになってしまうと、地域活動に拒否感が生まれてしまう。
- そのため、どのようにすれば魅力的な活動になるのかを考えていくことが重要である。
- 今回市民委員として参加していただいているお二人はそのような思いを持って参加していただいていると思う。
- 地域福祉計画として魅力的な活動を取り上げていく。それと同時に生活保障の部分はどうフォローするかということを、皆さんと一緒に行政問題として考えていく。
- その組み合わせをどう作っていくか、全体を通して増進型の地域福祉がどうなっていくか。
- 魅力的な活動を作っていくことが大筋ではないかと思う。

○委員：先ほどのお話にもありましたとおり、地域で抱えている問題は様々な課題が複合的に合わさったものであると思う。

例えば障害の問題においても、担当課である障害者支援課だけでなく、生涯学習課や社協、あるいは自治振興課なども関連してくる。まちづくりとってしまえば全てが関わってくるが、防災面から危機管理課も含めて最低限、これぐらいの担当課において庁内共有が必要だと考える。それぞれの課題は各担当課が関わっているため、庁内で共有を行うべきではないか。

庁内での共有をどう図っていくのかを検討するべきではないか。

○委員長：国は、各自治体の実情に合った方法で重層的支援体制を整備し、縦割りでは解決できない問題をどうやって横ぐしを通して対応していくかということに取り組むよう促されている。そのため、各自治体の実情に応じた方法で、庁内連携・連動し、また専門職及び地域住民同士の連携・連動をもっと明確に意識し、課題の解決に向け取り組み、その活動を行政がサポートしていくべきだと考えている。重層的支援体制整備事業をどうするかということを具体的に提案すべきではないか。まずは行政の方が動かないとそこから先に進まない。皆さんのお話を伺って改めて強く感じる。検討をお願いしたい。

○委員：重層的支援体制について、保護司関係では兵庫県の尼崎市が先駆的に取り組んでいるので参考までお伝えする。

○委員長：この委員会はどうしても回数が少なく、また個別事案をなかなか話せないところに難しさがあるが、公民協働がやはり地域福祉の基本でありこの観点で取り組んでいきたい。